

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
秋山建設株式会社	茨城県常陸太田市増井町500	9-810022

2 指名停止措置期間 令和6年7月17日～令和6年8月16日（1か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

令和6年5月25日に入札執行した「06.市単第6-13号市道3183号線外道路除草業務委託」において落札者となるべきところ、契約を辞退した。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第9号（1）に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9(1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111